

ワークライフバランス（仕事と家庭の調和）への取り組み

次世代育成支援対策推進法に基づき「第2回一般事業主行動計画」を福島労働局雇用均等室に届出を行い、行動計画を実施しています。

平成22年4月1日

福島信用金庫 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1 女性の育児休業取得率70%以上を維持するとともに、男性の育児休業を啓発する。

- <対策>・出産予定者(妻の場合も含む)に対して保健師と人事教育グループ、所属営業店が連携して情報提供、制度の説明、相談に対応。育児休業の促進を図る。
- ・男性も育児休業を取得できることを金庫内に周知する。
 - ・長期休暇対応職員の配置、また、育休者へ職場復帰のための情報提供、研修により、育児休業を取得しやすい環境をつくる。(随時実施)

目標2 「ファミリーサポート休暇」の利用促進を図る。

- <対策>次のようなことをパンフレットやウェブ上で紹介し、利用促進を図る。
- ・入学・卒業式、参観日など子供の行事の参加のため利用しましょう。
 - ・男性職員の妻が出産した場合は、慶弔休暇2日、ファミリーサポート休暇3日で最高5日休めます。
 - ・本人・家族の健康増進のために利用しましょう。
- 21年4月に新設した制度。同制度の利用促進により、有給休暇の取得率アップを図る。 (平成22年4月～)

目標3 「早帰り運動」を徹底する。

- <対策> ・「チームマイナス6%運動」と合わせて、「早帰り運動」(水曜日)の意識啓発を図る。
- ・全部店実施を徹底する。毎月の「早帰り日」の掲示はされているか確認。
 - ・所定外労働の削減につなげる。 (平成22年4月～)

目標4 仕事と育児、介護などの両立支援として、利用できる諸制度を周知する。

- <対策> ・仕事と子育てや介護などの両立支援するため、利用できる諸制度(看護休暇、短時間勤務制度等)の内容をパンフレットやウェブ上でわかりやすく説明、周知していく。 (平成22年7月～)

